

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公開番号】特開2007-172559(P2007-172559A)

【公開日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-025

【出願番号】特願2005-373288(P2005-373288)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2006.01)

G 07 G 1/12 (2006.01)

G 06 Q 10/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 1 8

G 07 G 1/12 3 1 1 Z

G 06 F 17/60 5 0 6

G 07 G 1/12 3 2 1 Z

G 07 G 1/12 3 0 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

陳列されている各種商品にそれぞれ対応して設けられその対応する商品に関する情報を表示する表示部を備えた複数の情報端末装置と、前記各情報端末装置の表示部に表示させる情報を該当する情報端末装置へ配信する機能を有したサーバ装置と、商取引の決済処理を行なう決済装置とを、通信ネットワークで接続してなる商品登録処理システムにおいて、

前記各情報端末装置は、前記サーバ装置と通信が可能な端末側サーバ用通信部と、ユーザが携帯する携帯通信端末と通信が可能な端末側携帯用通信部と、前記端末側携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末から当該端末のユーザを識別するユーザ識別情報を取得するユーザ識別認識手段と、このユーザ識別認識手段によりユーザ識別情報を取得したことを条件に、通信接続された前記携帯通信端末から対応する商品の登録入力を受付ける入力受付手段と、対応する商品の登録入力を受付けると、取得したユーザ識別情報と当該情報端末装置に対応する商品を識別する商品識別情報とを含む登録商品情報を前記端末側サーバ用通信部から前記通信ネットワークを介して前記サーバ装置に送信する登録商品情報送信手段とをそれぞれ具備し、

前記サーバ装置は、前記各情報端末装置から前記通信ネットワークを介して送信されてくる前記登録商品情報を受信する情報受信手段と、前記ユーザ識別情報別の取引情報記憶領域が形成される取引情報記憶手段と、前記情報受信手段により前記登録商品情報を受信する毎に、当該登録商品情報に含まれる商品識別情報を前記取引情報記憶手段における当該登録商品情報に含まれるユーザ識別情報の取引情報記憶領域に追加する登録商品情報処理手段と、前記取引情報記憶手段にてユーザ識別情報別に記憶されている商品識別情報を前記決済装置に転送する商取引情報転送手段とを具備し、

前記決済装置は、前記携帯通信端末と通信が可能な決済側携帯用通信部と、前記決済側

携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末から前記ユーザ識別情報を取得する決済側ユーザ識別認識手段と、前記サーバ装置から転送されてきた商品識別情報により前記入力手段を介して入力されたユーザ識別情報で識別されるユーザとの商取引の決済処理を行なう決済処理手段とを具備したことを特徴とする商品登録処理システム。

【請求項 2】

陳列されている各種商品にそれぞれ対応して設けられその対応する商品に関する情報を表示する表示部を備えた複数の情報端末装置と、前記各情報端末装置の表示部に表示させる情報を該当する情報端末装置へ配信する機能を有したサーバ装置と、商取引の決済処理を行なう決済装置とを、通信ネットワークで接続してなる商品登録処理システムにおいて、

前記各情報端末装置は、前記サーバ装置と通信が可能な端末側サーバ用通信部と、ユーザが携帯する携帯通信端末と通信が可能な端末側携帯用通信部と、前記端末側携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末から当該端末のユーザを識別するユーザ識別情報を取得する端末側ユーザ識別認識手段と、この端末側ユーザ識別認識手段によりユーザ識別情報を取得したことを条件に、通信接続された前記携帯通信端末から対応する商品の登録または登録取消の入力を受付ける入力受付手段と、対応する商品の登録入力を受付けると、取得したユーザ識別情報と当該情報端末装置に対応する商品を識別する商品識別情報とを含む登録商品情報を前記端末側サーバ用通信部から前記通信ネットワークを介して前記サーバ装置に送信する登録商品情報送信手段と、対応する商品の登録取消入力を受付けると、取得したユーザ識別情報と当該情報端末装置に対応する商品を識別する商品識別情報とを含む取消商品情報を前記端末側サーバ用通信部から前記通信ネットワークを介して前記サーバ装置に送信する取消商品情報送信手段とをそれぞれ具備し、

前記サーバ装置は、前記各情報端末装置から前記通信ネットワークを介して送信されてくる前記登録商品情報及び取消商品情報を受信する情報受信手段と、前記ユーザ識別情報別の取引情報記憶領域が形成される取引情報記憶手段と、前記情報受信手段により前記登録商品情報を受信する毎に、当該登録商品情報に含まれる商品識別情報を前記取引情報記憶手段における当該登録商品情報に含まれるユーザ識別情報の取引情報記憶領域に追加する登録商品情報処理手段と、前記情報受信手段により前記取消商品情報を受信する毎に、当該取消商品情報に含まれる商品識別情報を前記取引情報記憶手段における当該登録商品情報に含まれるユーザ識別情報の記憶領域から削除する取消商品情報処理手段と、前記取引情報記憶手段にてユーザ識別情報別に記憶されている商品識別情報を前記決済装置に転送する商取引情報転送手段とを具備し、

前記決済装置は、前記携帯通信端末と通信が可能な決済側携帯用通信部と、前記決済側携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末から前記ユーザ識別情報を取得する決済側ユーザ識別認識手段と、前記サーバ装置から転送されてきた商品識別情報により前記入力手段を介して入力されたユーザ識別情報で識別されるユーザとの商取引の決済処理を行なう決済処理手段とを具備したことを特徴とする商品登録処理システム。

【請求項 3】

前記サーバ装置と通信ネットワークで接続され、ユーザが携帯する携帯通信端末と通信が可能な認識側携帯用通信部、前記認識側携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末から当該端末のユーザを識別するユーザ識別情報を取得する認識側ユーザ識別認識手段、及びこの認識側ユーザ識別認識手段により取得したユーザ識別情報を前記サーバ装置へ送信するユーザ識別送信手段を具備したユーザ認識装置をさらに備え、

前記サーバ装置は、前記ユーザ認識装置から前記ユーザ識別情報を送られてくる毎に前記取引情報記憶手段にそのユーザ識別情報に対する取引情報記憶領域を形成することを特徴とする請求項 1 または 2 記載の商品登録処理システム。

【請求項 4】

前記サーバ装置は、取引情報記憶手段によりユーザ識別情報別に記憶される商品識別情報を元に前記ユーザ識別情報別の商取引合計金額を算出する合計算出手段と、この合計算出手段により算出される商取引合計金額のデータを前記情報受信手段により受信した前記

登録商品情報送信元の前記情報端末装置に転送するサーバ側合計金額転送手段とをさらに具備し、

前記各情報端末装置は、前記サーバ装置から転送されてきた商取引合計金額データを前記端末側携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末に転送する端末側合計金額転送手段をさらに具備したことを特徴とする請求項1記載の商品登録処理システム。

【請求項5】

前記サーバ装置は、取引情報記憶手段によりユーザ識別情報別に記憶される商品識別情報を元に前記ユーザ識別情報別の商取引合計金額を算出する合計算出手段と、この合計算出手段により算出される商取引合計金額のデータを前記情報受信手段により受信した前記登録商品情報または取消商品情報送信元の前記情報端末装置に転送するサーバ側合計金額転送手段とをさらに具備し、

前記各情報端末装置は、前記サーバ装置から転送されてきた商取引合計金額データを前記端末側携帯用通信部を介して通信接続された前記携帯通信端末に転送する端末側合計金額転送手段をさらに具備したことを特徴とする請求項2記載の商品登録処理システム。

【請求項6】

前記各情報端末装置は、商品陳列棚に設けられ、その棚に陳列されている商品の価格を表示する電子棚札装置であることを特徴とする請求項1または2に記載の商品登録処理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、陳列されている各種商品にそれぞれ対応して設けられその対応する商品に関する情報を表示する表示部を備えた複数の情報端末装置と、各情報端末装置の表示部に表示させる情報を該当する情報端末装置へ配信する機能を有したサーバ装置と、商取引の決済処理を行なう決済装置とを、通信ネットワークで接続してなる商品登録処理システムにおいて、以下の手段を講じたものである。

すなわち、各情報端末装置は、サーバ装置と通信が可能なサーバ用通信部と、ユーザが携帯する携帯通信端末と通信が可能な携帯用通信部と、携帯用通信部を介して通信接続された携帯通信端末から当該端末のユーザを識別するユーザ識別情報を取得するユーザ識別認識手段と、このユーザ識別認識手段によりユーザ識別情報を取得したことを条件に、通信接続された携帯通信端末から対応する商品の登録入力を受付ける入力受付手段と、対応する商品の登録入力を受付けると、取得したユーザ識別情報と当該情報端末装置に対応する商品を識別する商品識別情報を含む登録商品情報をサーバ用通信部から通信ネットワークを介してサーバ装置に送信する登録商品情報送信手段とをそれぞれ具備する。

サーバ装置は、各情報端末装置から通信ネットワークを介して送信されてくる登録商品情報を受信する情報受信手段と、ユーザ識別情報別の取引情報記憶領域が形成される取引情報記憶手段と、情報受信手段により登録商品情報を受信する毎に、当該登録商品情報に含まれる商品識別情報を取引情報記憶手段における当該登録商品情報に含まれるユーザ識別情報の取引情報記憶領域に追加する登録商品情報処理手段と、取引情報記憶手段にてユーザ識別情報別に記憶されている商品識別情報を決済装置に転送する商取引情報転送手段とを具備する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

決済装置は、携帯通信端末と通信が可能な携帯用通信部と、携帯用通信部を介して通信接続された携帯通信端末からユーザ識別情報を取得するユーザ識別認識手段と、サーバ装置から転送されてきた商品識別情報により入力手段を介して入力されたユーザ識別情報で識別されるユーザとの商取引の決済処理を行なう決済処理手段とを具備する。